

消費生活サポーターとは

福岡市では、消費者被害を未然に防止し、高齢者等が地域において安全安心に暮らせるよう、悪質商法の手口や対処法を伝達し、見守り活動を行う人材を育成する「消費生活サポーター」事業を実施しています。

◆福岡市消費生活サポーターの主な役割

- 消費生活センターへの相談仲介
- 地域における高齢者等の消費者被害の未然・拡大防止のための情報伝達
ロコミでの消費者トラブル事例の紹介、啓発資料の配布や回覧板での回覧
ミニ講座の開催など

◆福岡市消費生活サポーターになるためには

- 消費生活サポーター育成講座の受講（40分～1時間程度）
- 受講後登録申請書を提出、登録簿に登録

◆福岡市消費生活サポーターに登録していただいた方には

- 福岡市消費生活サポーター登録証兼名札及び活動紹介名刺の交付
- 年3回程度、消費生活情報の提供
- 地域活動に必要な啓発資料の提供
などの継続的な支援
- ※ 登録時に消費生活サポーター“スタートグッズ”を差し上げます。
- ※ 消費生活サポーターの活動は、ご近所の方を気にかけていただくだけでもかまいません。みなさんができる範囲の無理ない活動をお願いします。
- ※ 相談内容など個人情報につきましては秘密厳守でお願いします。

活躍！消費生活サポーターの活動事例紹介

現在活動いただいているサポーターの方から、次のような活動報告が寄せられています。

- ★悪質商法について「知っている」だけでご自身が被害にあわないよう心構えができた
り、地域の助けになることもあります。
- ★消費生活センターからもらったシナリオで、仲間と寸劇を上演しました。棒読みのセリフ
でしたが、皆さんに笑っていただきながらも悪質商法の手口を伝えることができたので良
かったです。
- ★高齢者の戸別訪問時に、消費生活センターからのチラシを配ったり、困ったことはないか
声かけを心がけています。
- ★高齢者の集まりで悪質商法注意の替え歌を歌っています。口の体操も兼ねて、皆さん大き
な声で楽しんで歌ってくださいます。
- ★校区で発行している広報紙に、悪質商法の注意喚起記事を掲載しました。
- ★ご近所の高齢の方が、頼んでいない健康食品が送りつけられて困っていたので、消費生活
センターへ相談するようにアドバイスをしたところ、後日「無事解決しました」と連絡が
あり、ほっとしました。



ふれあいサロ
ン
の
様
子



消費生活サポーター スタートグッズ



提供資料一例

見守り
新鮮情報
第290号

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を

含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。(60歳代 女性)

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。

ひとこと助言

- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄 見守り新鮮情報 第290号 (2017年9月26日) 発行：独立行政法人国民生活センター

福岡市消費生活センター相談コーナー TEL: **092-781-0999**
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階
月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時～17時
第2・4土曜日(電話相談のみ) 10時～16時 ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。
インターネット消費生活相談

【お問い合わせ先】

福岡市消費生活センター
相談啓発係
〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階
TEL: 092-712-2929
FAX: 092-712-2765